

令和7年(2025年)版

介護保険 サービス利用ガイド

共に暮らし 共に支える 長寿たかしま



お問い合わせは

介護保険や高齢者の保健福祉に関する相談、お困りの事がありましたら、下記までお気軽にご相談ください。

名 称		所 在 地	電話番号
高 島 市 役 所	介 護 保 険 課	高島市新旭町北畑565	25-8029
	高 齢 者 支 援 課		25-8150
	健 康 推 進 課		25-8078
マ キ ノ 支 所		高島市マキノ町沢1410	27-1121
今 津 支 所		高島市今津町弘川204-1	22-2551
安 曇 川 支 所		高島市安曇川町田中89	32-1131
高 島 支 所		高島市勝野215	36-1121
朽 木 支 所		高島市朽木市場604	38-2331

高島市×株式会社サイネックス

高齢者の
相談窓口 2

介護保険の
しくみ 3

サービスなど
の利用手順 5

申請から
認定まで 6

認定について
のQ&A 7

サービスの利用
までの流れ 8

サービス支給
限度額について 11

こんなサービス
が利用できます 12

利用者負担
の軽減制度 29

介護予防・生活
支援サービス
事業 32

地域支援
事業 36

その他の在
宅サービス 37

成年後見制度
利用支援事業 40

認知症の方
へのサポート 41

医療機関 42

株式会社 Logic



ヘルパーステーション

ひより

「訪問介護事業所」

ご案内

※「言葉のコミュニケーション」だけでなく、「心のコミュニケーション」を大切に、お客様が「笑顔」になるよう、支援に取り組んでおります。

※高齢者や障がい者の方が、いつまでも我が家で元気に自分らしく生活できるよう、身体介護や生活援助をサポートいたします。

〒520-1501 高島市新旭町旭892-1 2F

TEL : 0740-20-2185 FAX : 0740-20-2188



ケアプラン

ひより

「居宅介護支援事業所」

ご案内

※[自分らしい生活][望む暮らし]が実現できるようにお手伝いさせていただきます。

※要介護認定の申請代行やケアプランの作成・見直しなど、ご本人やご家族の思い、心身の状態に合ったサービスを利用できるように、サポートいたします。

〒520-1501 高島市新旭町旭1-7-1 山本ビル1F

TEL : 0740-20-8550 FAX : 0740-20-8551



デイサービス

ひより

「通所介護事業所」

ご案内

※[またここにきたい]の思いを大切に笑顔で安心、安全なサービスを提供します。

※ご家族の精神的・身体的負担の軽減を目指し、個々に合わせた無理のないプログラムで、トレーニングやレクリエーション、食事、入浴などのサービスを提供いたします。

〒520-1501 高島市新旭町旭892-1 1F

TEL : 0740-20-1810 FAX : 0740-20-2188



ナースステーション

ひより

「訪問看護事業所」

ご案内

※高齢者・障がい者の方が、いつまでもわが家で、「安心」「安全」「笑顔」に生活できるよう、お客様に寄り添います。

※在宅での医療処置をはじめ、体調、症状コントロール、リハビリ、ターミナルケアなど、主治医・関係事業所と連携し、サポートいたします。

〒520-1501 高島市新旭町旭1-7-1 北棟1-A

TEL : 0740-33-7751 FAX : 0740-33-7753



デイサービス

ひより 遊庵

「地域密着型通所介護事業所」

ご案内

※利用定員 18 人と小規模で、一人ひとりとの関わりを大切に、温もりある時間を過ごしていただきます。

※一人ひとりのニーズに応え、更なる生活の質の向上に繋がるよう、機能訓練や楽しさを追求します。

〒520-1521 高島市新旭町北畑2-2-18 サービス付き高齢者住宅ひより遊庵 内

TEL:0740-20-9036 FAX:0740-20-9037



関わる人に笑顔の花を咲かせる場所として、
地域に根付き、人に寄り添う。「ひよりグループ」

無料見学や説明会のお申し込みは、

TEL:0740-20-9036

電話対応時間 8:00~17:00
※休日 年中無休 担当 | 源田

INDEX

①高齢者の相談窓口	2	⑩介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業)	32
地域包括支援センターはこんなところですよ!!			
②介護保険のしくみ	3	⑪地域支援事業	36
保険証が交付されます		一般介護予防事業 / 家族介護教室	
③サービスなどの利用手順	5	⑫その他の在宅サービス	37
④申請から認定まで	6	在宅介護用品助成事業 / 福祉総合交通利用助成事業	37
⑤認定についてのQ&A	7	高齢者住宅小規模改造助成事業	38
⑥サービスの利用までの流れ	8	緊急通報システム設置(貸与)事業	39
⑦サービス支給限度額について	11	⑬成年後見制度利用支援事業	40
⑧こんなサービスが利用できます	12	成年後見制度とは? / 成年後見制度利用支援事業について / 意思決定支援について	
(1)地域密着型サービス	12	⑭認知症の方へのサポート	41
(2)在宅サービス	16	⑮医療機関	42
(3)施設サービス	27	あなたのかかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう。	
⑨利用者負担の軽減制度	29		

介護保険サービス利用ガイド

令和7年4月発行

発行

高島市・株式会社サイネックス



高島市HP



サイネックスHP

広告販売

株式会社サイネックス 京都支店

〒615-0022 京都府京都市右京区西院平町25

TEL:075-315-0085

※掲載している広告は、2025年3月現在の情報です。

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL:06-6766-3333(大代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

— 広 告 —

社会福祉法人 新旭みのり会

～ 地域に根ざした福祉サービスを～



あさひくん



みのりちゃん

施設事業所一覧

- 特別養護老人ホーム ニューサンライズ
- 通所介護事業所 レインボー
- 居宅介護支援事業所 新旭介護サービスセンター
- 特別養護老人ホーム あつとほ一む萩
- グループホーム くつろぎ
- サービス付き高齢者向け住宅 オアシス
- 訪問介護事業所 ハーブ

TEL 0740-25-8288

〒520-1511 滋賀県高島市新旭町藁園2603番地 <http://shinasahi-minorikai.or.jp>

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターはこんなところです！！

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、福祉・介護・保健等が一体となって高齢者の生活を支える相談機関です。

介護サービスをはじめ福祉サービス、権利擁護、高齢者虐待等の様々な相談を主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士等の専門職が連携してお受けします。また、必要に応じてご自宅を訪問させていただきます。

様々な相談窓口

- 介護に関する悩み以外にも、高齢者の健康や福祉、医療や生活に関することなどの相談をお受けします。

暮らしやすい地域のために

- 高齢者が暮らしやすい地域となるよう、民生委員などの地域の方々や、介護支援専門員・医療機関などの関係機関と連携します。

元気づくりを支援

- 介護保険で要支援と認定された方に、介護が必要な状態にならないよう介護予防支援計画の作成支援を行います。
- 介護予防教室などを開催し、いつまでも元気に生活できるよう、また、介護が必要になる恐れのある方が元気を取り戻せるように支援します。

権利を守ること

- 金銭管理の相談や悪質な訪問販売の相談、高齢者の権利や財産を守るために、成年後見制度や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業があります。地域包括支援センターでは、制度の紹介や制度につなぐお手伝いをします。

高齢者虐待の防止

- 高齢者虐待の早期発見・把握に努め、関係機関と連絡を取りながら事実を確認します。また、関係機関と連携して、高齢者の保護や介護者の支援を行います。
- 高齢者虐待を防止するため、みんなが学べる機会をつくります。

お気軽にお問合せください

マキノ・今津地域の方

あいりんつむぎ地域包括支援センター

☎0740-22-2282 FAX0740-22-2271

住所：高島市今津町南新保87-1（今津病院別館内）

安曇川・高島地域の方

高島・安曇川地域包括支援センター

☎0740-36-0857 FAX0740-36-0858

住所：高島市勝野3060番地3

朽木・新旭地域の方

高島市地域包括支援センター

☎0740-25-8150 FAX0740-25-8054

住所：高島市新旭町北畑565（市役所内）

広告

雨とい・金属屋根・外壁工事・ステンレス加工

建築板金工事の事ならお任せください。



滋賀県板金工業組合加盟店

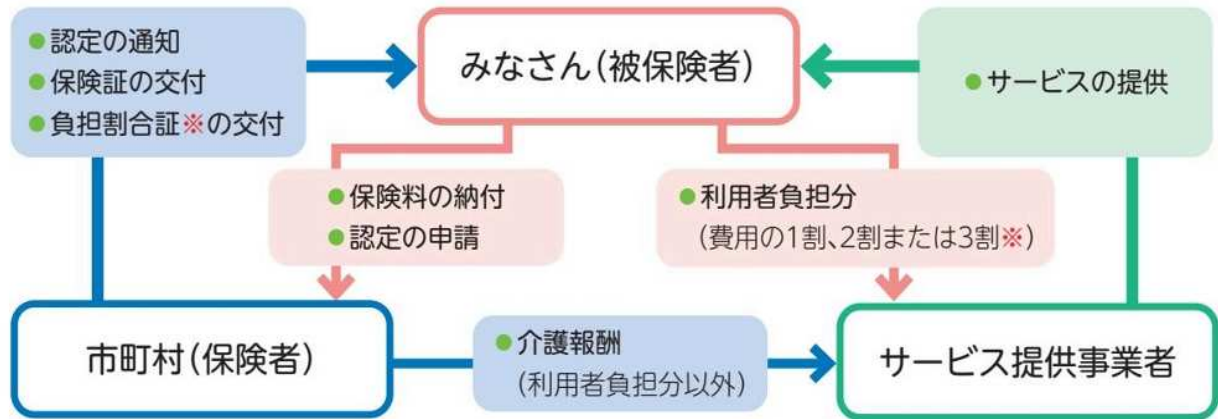
桂田板金店

Tel 22-0706 Fax 22-3028

高島市今津町福岡174 Katsurada-bankin.com



介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会全体で支えていく制度です。40歳以上の方が加入者となって保険料を出し合い、介護が必要となったときに、費用の一部を負担してサービスを利用します。



※負担割合証(介護保険負担割合証)についてはP11参照

保険証が交付されます

被保険者証等再交付は
こちら



65歳になると高島市から保険証(介護保険被保険者証)が交付されます。要介護認定を受けると認定結果などの情報が保険証に記載されます。受け取られたら記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

保険証が
必要とき

- 要介護認定の申請、更新認定申請の時(P6)
- ケアプランを作成するとき(P8)
- サービスを利用するとき(P9)
- ほかの市区町村へ転出するとき※
- 市内で住所が変わったとき※
- 氏名が変わったとき※
- 被保険者が死亡したとき※

※印は14日以内に市区町村の窓口へ届け出てください(65歳以上の方)

介護保険被保険者証

番号を確認しましょう

住所、氏名、生年月日などに間違いがないか確認しましょう

保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載されます

ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業所名などが記載されます

有効期間は3～48か月

利用できるサービスの指定がある場合に記載します

認定された要介護状態区分等

市が認定等をした年月日

市が個別のサービスの上限を設定している場合に記載されます

施設サービスを利用する場合に、介護保険施設等で名称や入退所等年月日が記載されます

介護保険の保険料

介護保険は、公費とみなさんが納める保険料がおもな財源となって運営されています。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の方 (第1号被保険者)

第1号被保険者になるのは、65歳になる誕生日の前日からです。介護や支援が必要と認定された方がサービスを利用できます。

●65歳以上の方の保険料

保険料は、サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、所得などに応じて段階的に決められます。

40歳～64歳の方 (第2号被保険者)

40歳から64歳までの方で、医療保険(国保や職場の健康保険など)に加入している方は、介護保険の第2号被保険者になり、加入している医療保険に介護保険料を納めます。

※特定疾病(P6参照)によって要介護・要支援の認定を受けた人がサービスを利用できます。交通事故など特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合はサービスの対象になりません。

●40歳～64歳の方の保険料

加入している医療保険の算定方法によって決められ、医療保険の保険料と一括して納めます。

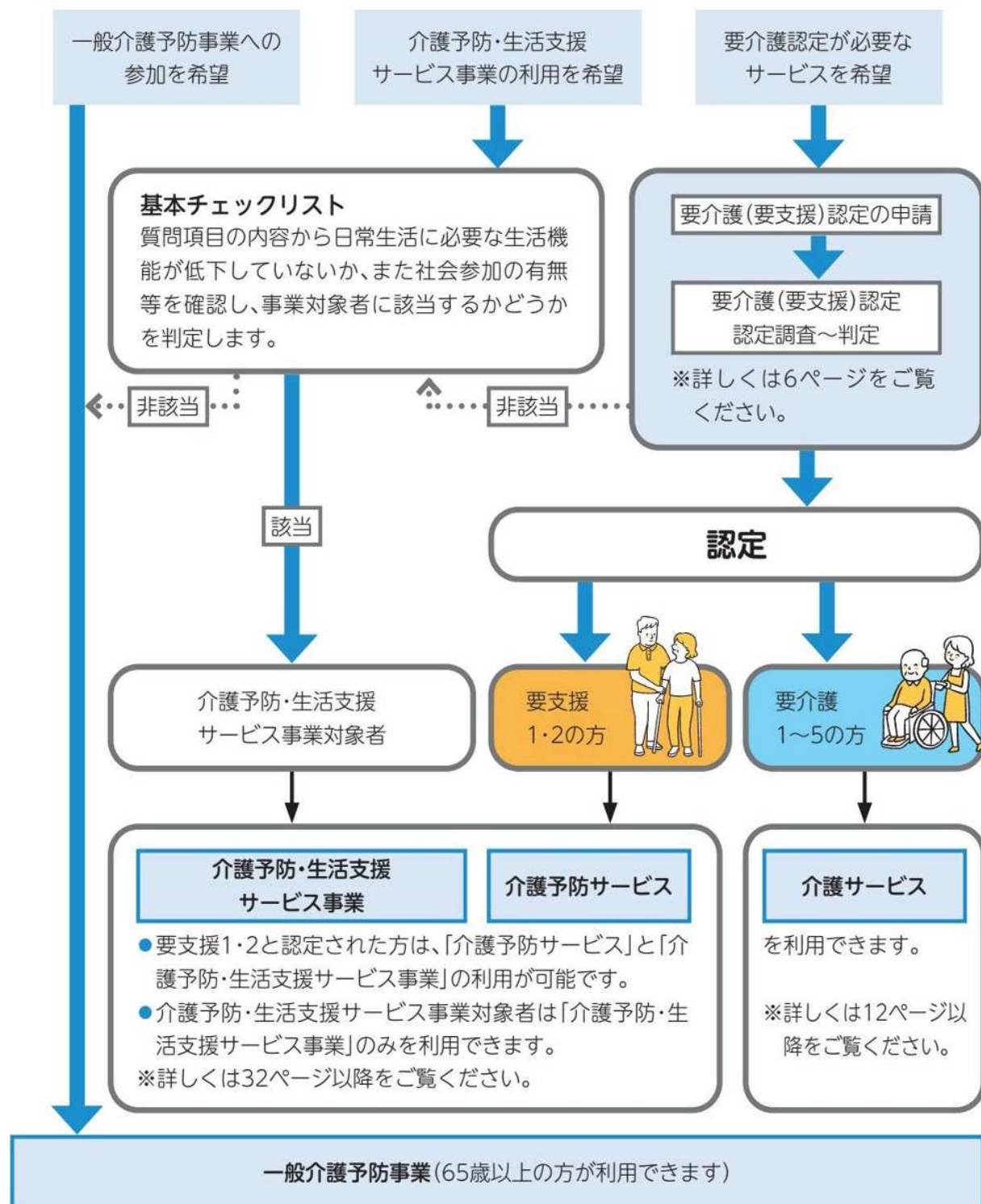
介護保険料を滞納すると

保険料を納めない状態が続くと、滞納期間に応じて、サービス費用がいったん全額自己負担になったり、利用者負担の割合が3割～4割に引き上げられたりする措置がとられます。その結果、ご自身やご家族の金銭的負担が増大する場合がありますので、納め忘れないようにお願いします。

65歳以上の方の介護保険料【令和7(2025)年度】

所得段階	所得などの要件	保険料率	保険料年額
	生活保護を受給している方		
第1段階	世帯全員が市民税非課税 老齢福祉年金を受給している方	基準額 × 0.285	19,900円
第2段階	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の方	基準額 × 0.485	33,800円
第3段階	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円超120万円以下の方	基準額 × 0.685	47,700円
第4段階	本人が非課税 (世帯に市民税課税者がいる方) 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の方	基準額 ×0.9	62,600円
第5段階	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円超の方	基準額	69,600円
第6段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額が80万円未満の方	基準額 ×1.1	76,500円
第7段階	前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	基準額 ×1.2	83,500円
第8段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	90,400円
第9段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	104,400円
第10段階	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	118,300円
第11段階	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	132,200円
第12段階	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	146,100円
第13段階	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	160,000円
第14段階	前年の合計所得金額が720万円未満の方	基準額 ×2.4	167,000円

サービスなどの利用手順



- 「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」の詳細については、高齢者支援課までお問い合わせください。

申請から認定まで

4

申請から認定まで

①申請 介護が必要となったらまずは申請が必要です

サービスを利用するためには、申請をして介護または支援が必要な状態であると認定を受けなければなりません。

●介護保険の申請は・・・

- 65歳以上の方で、介護が必要とき
- 40歳から64歳までの医療保険加入者で、特定疾病※(16種類)により介護が必要とき

●申請に必要なもの

- 65歳以上の方(第1号被保険者)
介護保険被保険者証
- 40～64歳の方(第2号被保険者)
加入している医療保険の被保険者証
(マイナンバーカード(マイナ保険証))

●申請の窓口は・・・

介護保険課
高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)
あいりんつむぎ地域包括支援センター
高島・安曇川地域包括支援センター
各支所
居宅介護支援事業所
介護保険施設・病院



オンライン申請はこちら

②調査 心身の状態の調査を行い、審査・判定します。

●認定調査

認定調査員(市調査員・ケアマネジャー等)が心身の状態の調査に伺います。

主治医意見書

一次判定
(コンピューター判定)

二次判定(介護認定審査会)



認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、どのくらいの介護が必要かを保健、医療、福祉の専門家が審査します。

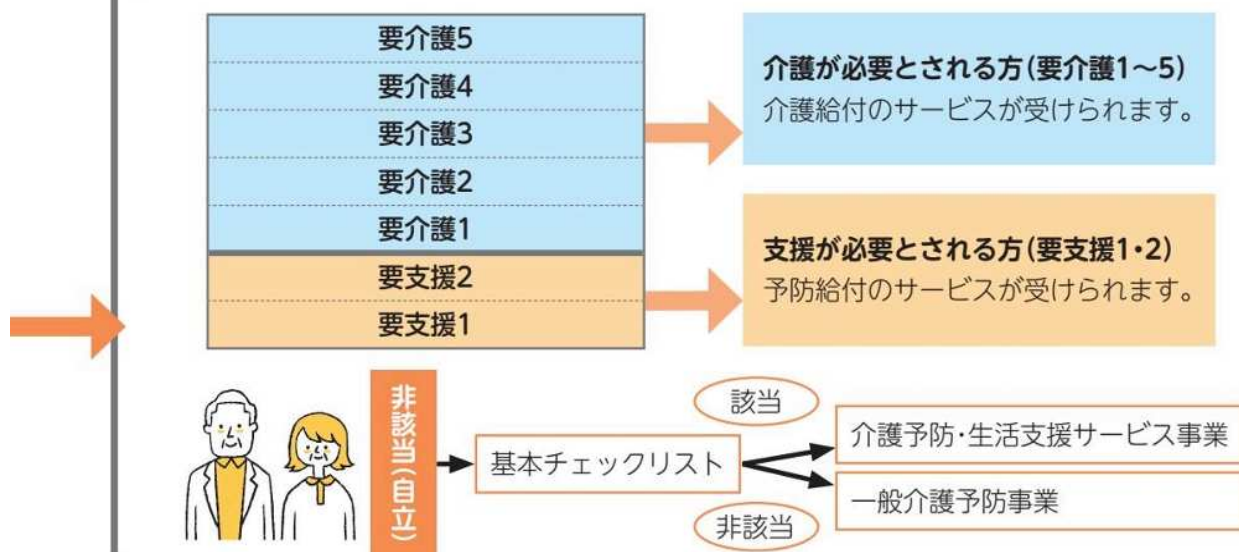
※認定調査事務の効率化を図り、要介護認定申請から要介護認定結果判定までの期間の短縮を目的として、認定調査の際にモバイル端末を使用しています。認定調査のために調査員が訪問した際に、モバイル端末を使用して調査を行うことがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

※特定疾病とは下記の16種類の病気です。

- | | | |
|-----------------|--|----------------------------------|
| ①がん(末期) | ⑦進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性
腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ②関節リウマチ | ⑧脊髄小脳変性症 | ⑬脳血管疾患 |
| ③筋萎縮性側索硬化症(ALS) | ⑨脊柱管狭窄症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ④後縦靱帯骨化症 | ⑩早老症 | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑪多系統萎縮症 | ⑯両側の膝関節または股関節に著
しい変形を伴う変形性関節症 |
| ⑥初老期における認知症 | | |

③ 認定結果をお知らせします。

(①申請～②調査・審査・判定までは、30日程度です。)



認定についてのQ&A

病気が重くなると要介護の区分は高くなりますか？

医療における病気の重症度と介護保険の要介護度は必ずしも一致するものではありません。介護保険の要介護認定は、「どれくらいの介護の手間が必要か」を決めるものです。

高島市に転入してきたのですが、再度認定を受ける必要がありますか？

高島市に転入される直前の市区町村において、「要介護・要支援認定」を受けていた方が高島市に転入される場合、引き続き「要介護・要支援認定」を受けるためには、転入日から14日以内に、高島市に認定申請を行う必要があります。

認定の有効期間はありますか？

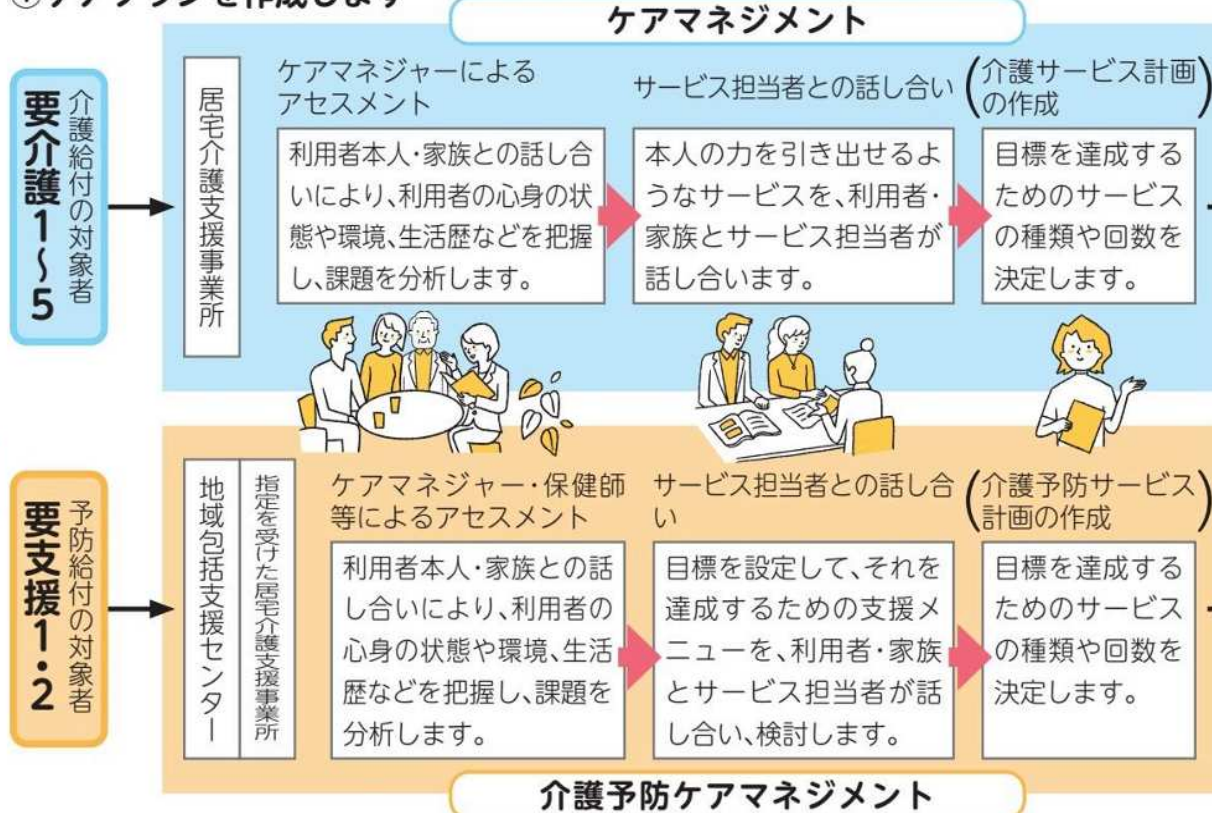
認定の有効期間は、原則として新規申請の場合は6か月、更新申請の場合は12か月です。ただし、その方の状態に応じて短縮・延長します。

有効期間終了後も、引き続き介護サービスを利用する場合は、有効期間満了日の60日前から有効期間が終了するまでに更新申請をすることが必要です。有効期間が終了したまま、介護保険のサービスを利用すると、保険が使えず全額自己負担になってしまいます。

※その方の心身の状態などに明らかな変化があった場合、認定有効期間内であっても、区分変更申請ができます。

サービスの利用までの流れ

①ケアプランを作成します



「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。

利用者がケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は地域包括支援センターに相談しましょう。

— 広 告 —

遺言 相続

終活のご相談

吉武学行政書士事務所

☎0740-20-9041

吉武 学(住職・行政書士・相続診断士)

ホームページはこちら

まずは気軽に
ご相談

info@office-yoshitake.net
滋賀県高島市新旭町興庭2483番地



②サービスの利用

介護保険の
介護サービスを利用



③評価・見直し

一定期間ごとに要介護
認定を更新し、評価や再
アセスメントをして、介
護サービス計画を見直
します。



介護保険の
介護予防サービスを利用



一定期間ごとに介護予防の効
果を評価して介護予防サー
ビス計画を見直します。

●ポイント

※介護サービス・介護予防サービスとも、利用者に合わせた計画にもとづきサービスを利用します。

※ケアマネジャーが、中心となってサービス計画を作成します。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の見直しなど

●居宅介護支援事業所

介護支援専門員(ケアマネジャー)が要介護認定等の申請の代行やケアプランの作成、サービス事業所との連絡・調整などを行います。ケアプランの作成には、利用者負担はありません。

— 広 告 —

おうみの里 マキノデイサービスセンター

住み慣れた地域で
笑顔で暮らしていただくために

転倒予防

介護予防

自立支援

高島市マキノ町西浜748の2 **☎0740-20-2177** 株式会社 リハビリライフ

● 居宅介護支援事業所

介護支援専門員(ケアマネジャー)が、要介護認定者が自宅で自立した生活を送るために、居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成や、介護保険サービスなどを提供する事業所との連絡や調整を行う事業所です。

居宅介護支援事業所	実施区域	所在地	電話番号	介護予防支援
じゃがいもの家	マキノ・今津の一部	マキノ町浦345	28-8068	
高島市社会福祉協議会 きらり今津北	マキノ・今津・新旭の一部	今津町桂830-1	22-8211	○
あいりん 居宅介護支援事業所	高島市内全域	今津町南新保87-1	22-2234	○
こころいちばん 居宅介護支援センター	高島市内全域	今津町住吉2-11-2	22-5572	○
ケアプランさくら	新旭・安曇川・今津	新旭町旭605-1	25-0688	
新旭介護サービスセンター	今津・安曇川・高島・新旭	新旭町藁園2603	25-8310	
ケアプラン元気な仲間	高島市内全域	新旭町針江291	25-5301	
ケアプランひより	新旭	新旭町旭1-7-1	20-8550	
朽木居宅介護支援事業所	朽木	朽木市場656	38-8040	
ふじの里 ケアプランセンター	今津・安曇川・高島・新旭	安曇川町下小川3220-1	32-4019	○
ケアプランセンター おおやま	安曇川	安曇川町田中3741-1	32-2222	
高島市社会福祉協議会 きらり高島	安曇川・高島・朽木・新旭の一部	勝野680	36-1998	○

※要支援認定者は地域包括支援センター(P2)、指定を受けた居宅介護支援事業所(介護予防支援欄に○印がついている事業所)または小規模多機能型居宅介護(P12)にお問い合わせください。

6

サービスの利用までの流れ

— 広 告 —



**社会福祉法人
高島市社会福祉協議会**
TAKASHIMA CITY COUNCIL OF SOCIAL WELFARE



詳しくは
ホームページを
ご覧ください




takashima-shakyo.or.jp

〒520-1822 マキノ町新保1095番地 在宅介護サービスセンター 「はあとふるマキノ」内 ■きらりマキノ ↳通所介護 TEL:27-1700 ■グループホームはあとふるマキノ ↳認知症対応型共同生活介護 TEL:27-1823	〒520-1121 勝野680番地 高島総合健康福祉センター内 ■きらり高島-居宅介護支援 TEL:36-1998 ↳通所介護 TEL:36-8222 ↳訪問介護
〒520-1602 今津町桂830番地1 ■きらり今津北 ↳居宅介護支援 ↳通所介護 ↳訪問介護 TEL:22-8211	〒520-1202 安曇川町下古賀1255番地 ■えがお屋本舗下古賀店 ↳小規模多機能型居宅介護 TEL:20-1352
〒520-1613 今津町上弘部438番地2 ■きらり今津 ↳通所介護 TEL:22-8179 ■えがお屋本舗上弘部店 ↳小規模多機能型居宅介護 TEL:28-7525	〒520-1401 朽木市場593番地1 ■グループホームはあとふる朽木 ↳認知症対応型共同生活介護 TEL:38-8000

サービス支給限度額について

▶在宅でのサービスの支給限度額＜1か月＞

※1割負担の場合

要介護度	支給限度額	利用者負担額のめやす 限度額まで利用の場合
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

在宅サービス支給限度額

認定された要介護度に応じて1か月に在宅で利用できるサービスの限度額が決まっています。

例えば…

要介護3の1割負担の方が、1か月に支給限度額をいっぱいまで利用した場合、27,048円(1割)が負担のめやすとなります。

サービス利用の費用は…

●要介護1～5、要支援1・2の方の利用者負担額は費用の1～3割です。

作成したケアプランにもとづき、サービスを利用します。利用者は、サービスにかかった費用(※)のうち、1～3割を自己負担します。(食事・滞在費等は別途負担することになります。)

要介護度の区分に応じた支給限度額を超えて利用する場合は、全額自己負担となります。

※利用したサービスの単位数に、1単位あたりの金額(単価)を乗じて計算します。

高島市(7級地)の単価は、10円、10.14円、10.17円、10.21円のいずれかです。

●65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担額が2割または3割になります。

負担割合

要介護認定等を受けた方には、利用者の負担割合を示す「介護保険負担割合証」が発行されます。

介護サービスを利用するときは、被保険者証と負担割合証が必要になりますので、介護サービス事業所に提示してください。

利用者負担割合(①…単身世帯 ②…65歳以上の方が複数いる世帯)				
要介護・要支援の認定を受けている方および事業対象者で65歳以上の方 (第1号被保険者)	本人の合計所得金額が160万円未満			1割負担
	本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が	①280万円未満	
			②346万円未満	
	上記以外の方(一定以上の所得者)			2割負担
	本人の合計所得金額が220万円以上	同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が	①340万円未満	2割負担(※)
			②463万円未満	
		③340万円以上	3割負担	
		④463万円以上		

※このうち同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身で280万円未満、2人以上で346万円未満の場合は1割負担となります。

※要介護・要支援の認定を受けている65歳未満の方(第2号被保険者)は一律1割負担です。

※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除等を控除した後の金額で、基礎控除、扶養控除や医療費控除等の控除額を差し引く前の所得金額です。

※前年の所得をもとに判定します。

※利用者の負担額には、月額の上限額(高額介護サービス費30ページ参照)があります。

こんなサービスが利用できます

(1) 地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように、身近な場所にある介護(介護予防)サービスです。原則、高島市の方の利用となります。

◎地域密着型介護老人福祉施設は、28ページをご覧ください。

小規模多機能型居宅介護

[介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に利用者の選択に応じて訪問のサービスや泊まりを組み合わせた介護サービスが受けられます。

※食費・宿泊費は、別途負担になります。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合

要介護度	利用料金(1か月につき)
要支援1	3,509円
要支援2	7,091円
要介護1	10,636円
要介護2	15,632円
要介護3	22,740円
要介護4	25,097円
要介護5	27,672円

8

こんなサービスが利用できます

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所 はびねすマキノ	高島市内 全域	マキノ町新保1097	27-0230
小規模多機能型居宅介護事業所 さわの風		マキノ町沢1791-1	27-8020
えがお屋本舗上弘部店		今津町上弘部438-2	28-7525
小規模多機能型居宅介護 メディケアさくら		新旭町旭605-1	25-2525
小規模多機能居宅介護 元気な仲間		新旭町安井川148-4	25-5703
えがお屋本舗下古賀店		安曇川町下古賀1255	20-1352
ニチケアセンター高島		勝野1725	36-8711
萩の浜荘 小規模多機能型介護事業所		勝野1-79	28-7010

※メディケアさくらは、要支援認定者は利用できません。

— 広 告 —



生活や介護で困ったことがあればご相談ください

■介護事業、障がい福祉事業等

- ケアプラン元気な仲間(ケアマネージャー)
- ヘルパーステーション元気な仲間(訪問介護、居宅介護、同行援護、移動支援)
- デイサービスより愛(デイサービス)
- 福祉有償運送(送迎サービス)
- 小規模多機能型居宅介護元気な仲間(通い・泊まり・訪問を組み合わせた介護サービス)
- 就労継続支援B型・生活介護Atte
- 日中一時支援

■新旭駅西ショッピングセンターエスパ

■有償ボランティア(助けて欲しい人と手伝える人を結びます)

- 高島市ファミリーサポートセンター
- たすけあい高島
- 総合事業訪問型サービス たすけあい高島 あかり

■児童保育所 新旭児童保育所トライアングル

■高島市働く女性の家(指定管理) ゆめばれっと高島

高島市新旭町針江291
☎0740 (25) 8360

高島市新旭町安井川148-4
☎0740 (25) 5703

高島市新旭町旭1-8-5エスパ内
☎0740 (33) 7805

高島市新旭町旭734-2
☎080-2483-1153
高島市今津町今津1640
☎0740 (22) 5775





ふれあいや支え合いのあるあたたかい地域づくり
特定非営利活動法人 元気な仲間
 <ホームページ> <http://www.npo-genki.com>

●安井川 ☎0740(25)5703
 ●針 江 ☎0740(25)8360
 ●エスパ ☎0740(20)1313

認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症高齢者を対象に専門的なケアを提供します。

※食費は、別途負担になります。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合(単独型)

この他に各種の加算があります。

内容	要介護度	利用料金(1日につき)
7時間以上 8時間未満	要支援1	876円
	要支援2	978円
	要介護1	1,011円
	要介護2	1,121円
	要介護3	1,231円
	要介護4	1,342円
	要介護5	1,452円

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
高島市社会福祉協議会きらりマキノ	マキノ・今津	マキノ町新保1095	27-1778



わたしの覚え書きリスト

◆介護保険情報

●介護認定について:要介護()、要支援()、事業対象者()

●担当ケアマネジャー

名前	事業所名	TEL

●利用している介護保険サービス事業所

名称	住所	TEL・FAX

◆かかりつけ病院

名前	医師名	住所	TEL

◆かかりつけ薬局

名前	住所	TEL

8

こんなサービスが利用できます

認知症対応型共同生活介護 [介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の高齢者がスタッフの支援を受けながら共同生活を送るためのグループホームです。

※居住費(家賃)、食費は自己負担です。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

要介護度	利用料金(1日につき)
要支援1	利用できません
要支援2	772円
要介護1	776円
要介護2	813円
要介護3	836円
要介護4	853円
要介護5	871円

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
グループホームはあとふるマキノ	高島市内全域	マキノ町新保1095	27-1823
グループホームねねの家		今津町名小路1-3-1	22-1665
グループホームねねの家 2号館		今津町名小路1-5-2	22-1665
グループホームねねの家 3号館		今津町桜町1-6-3	22-1665
グループホーム Beスマイル新旭		新旭町安井川1-12-1	20-1270
グループホームくつろぎ		新旭町北畑183-1	25-5260
グループホームはあとふる朽木		朽木市場593-1	38-8000
グループホーム Beスマイルあど川		安曇川町田中302	32-0587
グループホーム 沖の白石		安曇川町北船木1729-1	34-0880
ニチイケアセンター高島		勝野1725	36-8701

8

こんなサービスが利用できます



地域密着型通所介護

利用者定員が18人以下の小規模なデイサービスです。入浴や食事などの介護支援や機能訓練、レクリエーションを楽しむ時間などを提供します。

※要支援の方の通所介護(デイサービス)は介護予防・日常生活支援総合事業(P34)になります。

※食費は、自己負担です。

※時間数によって利用料は異なります。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

内容	要介護度	利用料金(1日につき)
要介護 7時間 以上 8時間 未満	要介護1	764円
	要介護2	903円
	要介護3	1,047円
	要介護4	1,189円
	要介護5	1,331円

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
デイサービスセンター じゃがいもの家	マキノ・今津の一部	マキノ町浦345	28-8068
おうみの里マキノ デイサービスセンター	高島市内全域	マキノ町西浜748-2	20-2177
いく歩デイサービス近江今津	マキノ・今津・安曇川・新旭 高島の一部	今津町弘川1520-3	24-7070
デイサービスさくら	今津・安曇川・新旭	新旭町藁園1326-2	25-8261
デイサービスより愛	高島市内全域	新旭町針江291	25-5301
デイサービスひより遊庵	高島市内全域	新旭町北畑2-2-18	20-9036
朽木デイサービスセンター	朽木	朽木市場656	38-8040
リハビリステーション オアフ	朽木	朽木市場875-1	080-9165-7864
リハビリデイサービスひまわり	安曇川・新旭・高島・朽木・今津	安曇川町田中299	20-4252
半日デイさら湯	新旭・安曇川・高島	安曇川町西万木49	29-0002
リハビリデイサービスほたる	安曇川・高島・新旭	鴨川平3-4-9	20-4052
機能訓練デイサービス ウォーク	高島・安曇川・新旭・今津・朽木	勝野2245-9	36-8103



(2) 在宅サービス

在宅サービスには、居宅で受ける訪問のサービスと事業所で受ける通所のサービスがあります。心身の状態に合わせて、組み合わせて利用することができます。

▶ ① 訪問を受けて利用する

居宅療養管理指導

[介護予防居宅療養管理指導]

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

	利用料金(1回につき)	
医師	515円	月2回まで
歯科医院	517円	
薬剤師(病院)	566円	
薬剤師(薬局)	518円	月4回まで
管理栄養士	545円	月2回まで
歯科衛生士	362円	月4回まで

訪問入浴介護

[介護予防訪問入浴介護]

介護職員と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供した入浴介護のサービスです。

要支援の方は、居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設の浴室の利用が困難な場合などに限定されます。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

	利用料金(1回につき)
要支援	874円
要介護	1,293円

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
アサヒサングリーン在宅介護センター高島	高島市内全域	今津町今津2447-9	050-3317-7266

訪問リハビリテーション

[介護予防訪問リハビリテーション]

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士などの訪問により短期集中的なリハビリテーションが受けられます。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

	利用料金(1回につき)
要支援	303円
要介護	314円

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
医療法人 マキノ病院	マキノ・今津・新旭・安曇川・高島	マキノ町新保1097	27-0099
一般財団法人 近江愛隣園今津病院	高島市内全域	今津町南新保87-1	22-2238
訪問リハビリテーション グリーンテラス	安曇川・新旭・今津の一部・高島の一部	新旭町旭696	090-3881-5090
高島市民病院	高島市内全域	勝野1667	36-0220

訪問看護

[介護予防訪問看護]

疾患などにより外出が困難な人に、看護師や理学療法士等が居宅を訪問して主治医の指示により、療養生活を支援します。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

看護師の場合	利用料金(1日につき)	
	訪問看護ステーション	病院・診療所
要支援	20分未満	310円
	30分未満	461円
	1時間未満	811円
	1時間30分未満	1,113円
要介護	20分未満	321円
	30分未満	481円
	1時間未満	841円
	1時間30分未満	1,152円

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
医療法人 マキノ病院 訪問看護ステーション	高島市内全域	マキノ町新保1097	27-8081
あいりん訪問看護ステーション		今津町南新保87-1	22-1263
ナースステーションひより		新旭町旭1-7-1	33-7751
Nアートくつき訪問看護ステーション		朽木宮前坊476	080-3919-1650
リハビリ訪問看護ステーションWalk		安曇川町西万木189-3	33-7278
夢の木 訪問看護ステーション		勝野1638	36-1123
高島市訪問看護ステーション		勝野680	36-8111

8

こんなサービスが利用できます

リハビリ訪問看護
ステーション

ひとりでない! おうち生活の強力なサポーター

看護師による365日24時間緊急対応+訪問リハビリも対応可能です!
一緒に働く看護師・リハビリスタッフ随時募集中!

訪問看護 訪問リハビリ

どうぞお気軽にご相談下さい!

高島市安曇川町西万木189-3 花寿文化教室1F

0740-33-7278

Walk

詳細はこちら

Instagramはこちら

フェイスブックはこちら

QRコード

TRANSPORT BY NURSE

看護タクシー
Tabiii

080-3543-8910

タクシー予約はこちら

QRコード

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行います。

通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

※要支援の方の訪問介護(ホームヘルプ)は介護予防・日常生活支援総合事業(P32)になります。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

【要介護】	利用料金(1回につき)	
身体介護	20分未満	167円
	20分以上30分未満	250円
	30分以上1時間未満	396円
	1時間以上1時間30分未満	579円
	以後30分を増すごとに	84円
生活援助	20分以上45分未満	183円
	45分以上	225円
通院等乗降介助	1回につき	99円

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
ヘルパーステーションじゃがいもの家	マキノ・今津の一部	マキノ町浦345	28-8068
社会福祉法人 たかしま会訪問介護事業所	マキノ・今津・新旭	マキノ町西浜1415	28-8008
高島市社会福祉協議会きらり今津北	高島市内全域	今津町桂830-1	22-8211
こころいちばんホームヘルプサービス	高島市内全域	今津町住吉2-11-2	22-5561
わになろう	高島市内全域	新旭町藁園2607	25-8276
ヘルパーステーション元気な仲間	高島市内全域	新旭町針江291	25-8360
ヘルパーステーションひより	高島市内全域(一部除く)	新旭町旭892-1	20-2185
訪問介護事業所ハーブ	新旭・安曇川・今津	新旭町旭462	25-8155
ヘルパーステーション リーチたかしま	高島市内全域	新旭町新庄1381-3	33-7780
在宅介護ファミールケア堅田センター	高島市内全域	安曇川町西万木189-3	32-6810
高島市社会福祉協議会きらり高島	高島市内全域	勝野680	36-8222



▶訪問介護サービスができること・できないこと

介護保険で利用できる居宅サービスの中で、市民の方から特に問合せが多い、訪問介護サービスにおける、ホームヘルパーが「できること」「できないこと」は、次のとおりです。

◎できること

●身体介護

本人が食事・入浴・排せつなどの生活動作ができず介助を必要とする場合に、ケアマネジャーが作成するケアプランに位置付けることにより利用できます。

- 食事介助 ○入浴介助 ○排せつ介助 ○服薬介助(確認・見守り) ○起床、更衣
- 通院等外出介助 など

●生活援助

本人が単身の場合や同居の家族が障がいや疾病等のため、家事を行うことが困難な場合にケアマネジャーが作成するケアプランに位置付けることにより利用できます。

- 居室の掃除 ○衣類の洗濯 ○一般的な食事の準備や調理 ○生活必需品の買物代行
- 薬の受け取り ○衣類の整理 ○ベッドメイク など

×できないこと

●身体介護

本人の日常生活範囲を超えること、趣味嗜好に関すること、医療行為に関すること等についてはできません。

- ×旅行の付き添い ×散髪 ×カラオケへの付き添い ×医学的な判断が必要な傷の処置 など

●生活援助

本人以外の家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えること、金銭や貴重品の取り扱い等については依頼されてもできません。また、本人が不在の時の家事を依頼されてもできません。

- ×自家用車の洗車 ×庭の花木の手入れ ×ペットの世話 ×家具等の移動

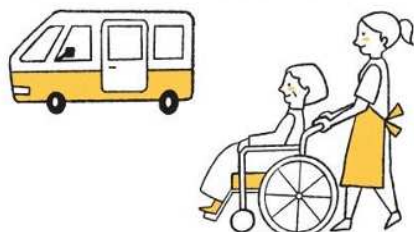


▶②施設に通って利用する

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの介護サービスが受けられます。

※要支援の方の通所介護(デイサービス)は介護予防・日常生活支援総合事業(P34)になります。



利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

内容	要介護度	利用料金(1日につき)
要介護	7時間以上 8時間未満	要介護1 668円
		要介護2 788円
		要介護3 913円
		要介護4 1,038円
		要介護5 1,164円

※食費は自己負担です。

※時間数によって利用料は異なります。

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
高島市社会福祉協議会きらりマキノ	高島市内全域	マキノ町新保1095	27-1778
高島市社会福祉協議会きらり今津北	高島市内全域	今津町桂830-1	22-8211
高島市社会福祉協議会きらり今津	高島市内全域	今津町上弘部438-2	22-8179
通所介護事業所 レインボー	高島市内全域	新旭町藁園2603	25-8288
デイサービスひより	新旭・安曇川・高島の一部	新旭町旭892-1	20-1810
ブルーミングケア新旭	高島市内全域	新旭町旭1082	33-7178
ふじの里デイサービスセンター	安曇川・高島・新旭	安曇川町下小川3220-1	32-4140
あずみの郷通所介護事業所	高島市内全域	安曇川町田中3741-1	32-8391
デイサービスてのひらいっぱい	高島市内全域	安曇川町西万木213	28-7718
高島市社会福祉協議会きらり高島	高島市内全域	勝野680	36-8222

8

こんなサービスが利用できます

— 広 告 —

ご本人のやりたいこと、できることをいつまでも…
～ 人生の花はいつでも咲ける。まだまだ咲ける。～

24時間365日夜間対応デイサービス

- 新旭駅から徒歩6分
- 高島市役所から車で3分
- 駐車場有り

ブルーミングケア新旭

〒520-1501 高島市新旭町旭1082番地 TEL 0740-33-7178 FAX 0740-33-7179

通所リハビリテーション(デイケア) [介護予防通所リハビリテーション]

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが受けられます。

要支援の方には、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



利用者負担のめやす

※1割負担の場合 この他に各種の加算があります。

内容	要介護度	利用料金
共通サービス ※送迎、入浴を含む		1か月につき
	要支援1	2,307円
	要支援2	4,300円
	運動器機能向上	229円
	栄養改善	204円
選択サービス	口腔機能向上	153円
	2種類の選択サービス	489円
	3種類の選択サービス	712円
要介護		1回につき
	要介護1	775円
	要介護2	919円
	要介護3	1,064円
	要介護4	1,236円
	要介護5	1,403円

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
デイケアマキノ	マキノ・今津	マキノ町新保1097	27-0099
今津病院 通所リハビリテーション	今津・安曇川・新旭	今津町南新保87-1	22-2238
デイケアさくら	今津・安曇川・新旭	新旭町太田888-1	28-7566
介護老人保健施設 陽光の里	高島市内全域	勝野1667-14	36-1220

8

こんなサービスが利用できます

広告

医療法人 かおり会

内科・小児科・皮膚科・外科
リハビリテーション科

本多医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
午前 8:30~12:00	○	○	○	○	○	○	×
午後 16:00~19:00	○	○	○	×	○	×	×

休診日:木曜午後、土曜午後、日曜・祝日

本 院 ☎ 0740-25-4123
高島市新旭町旭1069-2

薬園本多医院 ☎ 0740-25-6591
高島市新旭町太田888-1

介護事業部 さくら



ケアプラン さくら Tel 0740-25-0688
高島市新旭町旭605-1(メディケアさくら2階)

メディケア さくら Tel 0740-25-2525
高島市新旭町旭605-1



デイサービス さくら
Tel 0740-25-8261(代表:25-6591)
高島市新旭町薬園1326-2

デイケア さくら
Tel 0740-28-7566(代表:25-6591)
高島市新旭町太田888-1(薬園本多医院内)



▶③短期間施設に泊まって利用する

短期入所生活介護(ショートステイ) [介護予防短期入所生活介護]

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期的に入所して食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要支援1	459円	454円	538円
要支援2	571円	565円	668円
要介護1	614円	607円	716円
要介護2	684円	677円	786円
要介護3	758円	750円	862円
要介護4	829円	820円	934円
要介護5	899円	889円	1,004円

※この他に各種の加算があります。

※滞在費、食費が自己負担となります。

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
ショートステイ さわのかぜ	高島市内全域	マキノ町沢1791-1	27-8020
ショートステイせいふうそう		今津町南新保87-15	22-4649
ニューサンライズ		新旭町藁園2603	25-8288
桜美林シュール高島		新旭町北畑525-2	28-7666
朽木小規模特別養護老人ホーム やまゆりの里ショートステイ		朽木市場656	38-8030
特別養護老人ホームふじの里 ショートステイ		安曇川町下小川3220-1	32-4165
短期入所施設あっとほーむ菰		勝野1-2	36-0122

※桜美林シュール高島は、要支援認定者は利用できません。

8

こんなサービスが利用できます



短期入所療養介護(ショートステイ) [介護予防短期入所療養介護]

医学的管理が必要な方が対象で、介護老人保健施設に短期的に入所して日常生活などの支援が受けられます。



利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要支援1	585円	622円	630円
要支援2	731円	785円	793円
要介護1	763円	842円	845円
要介護2	811円	893円	892円
要介護3	873円	958円	957円
要介護4	927円	1,011円	1,011円
要介護5	980円	1,067円	1,064円

※この他に各種の加算があります。

※滞在費、食費が自己負担となります。

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
介護老人保健施設 グリーンテラス	高島市内全域	新旭町旭696	25-5090
介護老人保健施設 陽光の里		勝野1667-14	36-1220

特定施設入居者生活介護 [介護予防特定施設入居者生活介護]

老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の訓練や指導をします。

※この他に身体介護や生活援助の利用時間数に応じて一部負担が必要です。

※介護サービスの限度額が、別途、定められています。

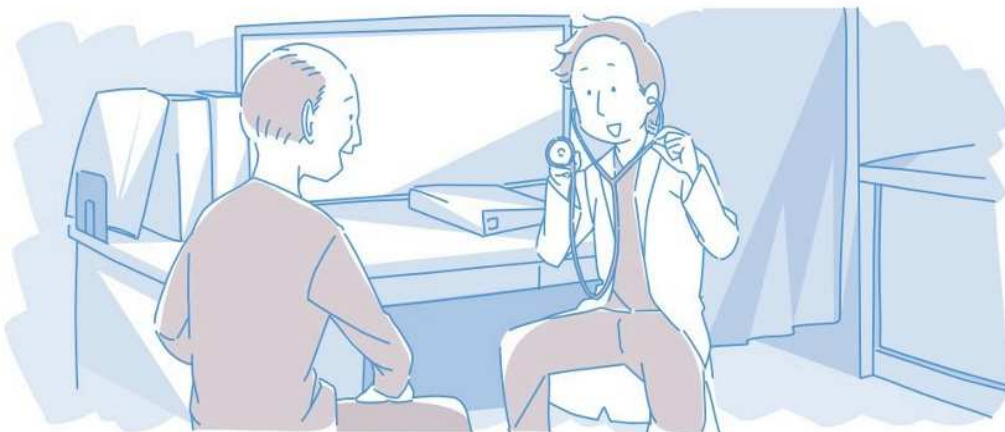
利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

区分	外部サービス利用型利用料金	
要支援	基本部分	57円
要介護	基本部分	85円

※この他に各種の加算があります。

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
社会福祉法人たかしま会 特定施設入居者生活介護事業所	施設内	マキノ町西浜1415	28-8008



▶④在宅の環境を整える

福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルできます。

*利用者負担は、レンタル費用の1割～3割です。

●対象となる福祉用具

- | | | |
|----------------------|----------|-----------------|
| ○手すり
(工事を伴わないもの) | ○車椅子 | ○認知症老人徘徊探知機 |
| ○スロープ
(工事を伴わないもの) | ○車椅子付属品 | ○移動用リフト(つり具を除く) |
| ○歩行器 | ○特殊寝台 | ●自動排泄処理装置 |
| ○歩行用つえ | ○特殊寝台付属品 | |
| | ○体位変換品 | |
| | ○床ずれ防止用具 | |

●福祉用具貸与の注意事項

※原則として○は要介護2以上、●は要介護4以上の方が保険給付の対象です。ただし、特に必要性が認められる場合には、例外的に対象となります。

※不適切な用具の使用が、心身の機能の低下を招く可能性があります。指定事業所の「福祉用具専門相談員」に相談し、自分に合った適切な福祉用具のアドバイスを受けましょう。

※歩行用つえ・歩行器・スロープについては、購入も選択できますので、福祉用具専門相談員(25ページに掲載の事業所)にご相談ください。

8

こんなサービスが利用できます

— 広 告 —

福祉用具の販売・レンタル

介護保険対応

住宅の改修<<相談・施工>>

介護する人、受ける人に
ホームケアサポート

介護に関するご相談お気軽にどうぞ!!



株式会社

ニッシン

〒520-1212 高島市安曇川町西万木651番地3

TEL 0740-32-2424
FAX

指定事業所番号2572200406

特定福祉用具購入[特定介護予防福祉用具購入]

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入できます。

*支給限度基準額は、1年間(4月～翌年3月)に10万円です。

登録事業者から指定された特定福祉用具を購入する場合に対象となります。利用者が全額を支払い、その領収書を添えて申請した場合に7割～9割分の額が支給されます。

●特定福祉用具購入の対象者

特定福祉用具の購入は、「要介護」の認定を受けた方が対象になります。

なお、要支援者の場合は、「特定介護予防福祉用具購入」の制度があります。

●対象となる福祉用具

腰掛け便座(ポータブルトイレなど)

入浴補助用具(入浴台や浴槽台など)

簡易浴槽

移動用リフトのつり具

自動排泄処理装置の交換可能部品

●福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所

事業所名	実施区域	所在地	電話番号
株式会社ヤサカ	高島市内全域	今津町弘川273-10	22-2751
株式会社キョウプロ 大津支店 今津営業所		今津町北仰395-1	22-5511
株式会社ニッシン		安曇川町西万木651-3	32-2424
さわいメディカル		安曇川町末広3-31	32-2488

8

こんなサービスが利用できます



住宅改修費の支給

[介護予防住宅改修費の支給]

手すりの取り付けや段差解消など住宅改修をする際の費用の一部を支給します。

※事前協議の手続きが必要となりますので、必ずケアマネジャー、地域包括支援センターにご相談ください。事前協議を経ずに、実施された住宅改修は支給の対象になりません。

●支給額

限度額20万円の7割～9割が介護保険から支給されます。1割～3割は自己負担です。

例 ※1割負担の場合

改修費用が20万円の場合



●対象となる住宅改修

- 玄関・トイレなどの手すりの取り付け
- 廊下・玄関・浴室などの段差の解消
- 開き戸を引き戸にする扉の取替え
- 和式便器から洋式便器への取替え など

●対象とならない住宅改修の例

- 老朽化を原因とした改修
- トイレの水洗化にともなう給排水設備工事
- 自宅以外の改修 など

8

●住宅改修の流れ

1. ケアマネジャー、地域包括支援センターへ相談

2. 介護保険課へ事前協議書類を提出

事前協議書、改修が必要な理由書、見積書、現状の写真(日付入りのもの)などが必要です。

3. 介護保険課から事前協議結果の送付

4. 工事の施工・完了

5. 介護保険課へ支給申請書を提出

支給申請書、領収書(原本)、内訳書、工事完了後の写真(日付入りのもの)などが必要です。

6. 支給決定

支給申請書の提出から支給決定まで1か月程度かかります。

特に段差を解消する改修を行う場合には、段差が確認できる写真を提出してください。

広 告

■ 塗装の事ならご相談下さい ■

建築塗装工事一式
屋根、外壁他塗替工事

B

有限会社 馬場塗装

高島市安曇川町川島553-1
☎ 0740-34-0066
TEL 0740-34-1176
(事務所・倉庫)
banbatosou@iris.eonet.ne.jp



(3) 施設サービス

要介護1～5の方が利用できます。

利用者が介護が中心か、治療が中心かなどによって、入所する施設を選び、その介護保険施設に直接申し込み、事業者と契約します。

介護保険施設への入所は、入所する必要性が高い人から優先的に入所することとなっています。特に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)では、介護の必要の程度や家族等の状況を考慮した入所基準(入所ガイドライン)が定められています。また、特別養護老人ホームへの新規入所は、要介護3以上の方が対象となります。ただし、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情により在宅生活が困難な場合は、新規入所が認められる場合がありますので施設にご相談ください。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 生活全般の介護が必要な方

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要な方が、居宅での生活が困難な場合、施設で日常生活上の支援や介護が受けられます。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	598円	581円	680円
要介護2	669円	650円	751円
要介護3	743円	722円	827円
要介護4	814円	791円	899円
要介護5	884円	859円	969円

※この他に各種の加算があります。

※居住費、食費が自己負担となります。

事業所名	所在地	電話番号	入所床数
特別養護老人ホーム 清風荘	今津町南新保87-15	22-1601	90床
介護老人福祉施設ニューサンライズ	新旭町藁園2603	25-8288	㊤64床
朽木小規模特別養護老人ホームやまゆりの里	朽木市場656	38-8030	30床
特別養護老人ホーム ふじの里	安曇川町下小川3220-1	32-4165	40床
特別養護老人ホームふじの里なごみの家			㊤40床
特別養護老人ホーム藤のれん	安曇川町下小川1127-1	32-1515	㊤40床

㊤は、ユニット型

— 広 告 —

明るく楽しいまごころホームふじの里・藤のれん

豊かな自然と文化につつまれて…

社会福祉事業の主たる担い手として、より質の高いサービスを提供できるよう創造性を駆使します。



特別養護老人ホーム
ふじの里・なごみの家
よいうご
☎0740-32-4165



特別養護老人ホーム
ふじの里ショートステイ
よいうご
☎0740-32-4165



ふじの里
デイサービスセンター
よいいえん
☎0740-32-4140



ふじの里
ケアプランセンター
じえんいく
☎0740-32-4019



特別養護老人ホーム
藤のれん
いこーいこー
☎0740-32-1515



社会福祉法人 光養会

ふじの里

藤のれん

〒520-1223 高島市安曇川町下小川3220番地1
TEL.0740-32-4165 FAX.0740-32-3236

〒520-1223 高島市安曇川町下小川1127番地1
TEL.0740-32-1515 FAX.0740-32-4124



Instagram
社会福祉法人 光養会



▲HP

8

こんなサービスが利用できます

地域密着型介護老人福祉施設 生活全般の介護が必要な方

29床以下の小規模な特別養護老人ホームです。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

要介護度	ユニット型個室
要介護1	692円
要介護2	764円
要介護3	840円
要介護4	914円
要介護5	985円

※この他に各種の加算があります。

※居住費、食費が自己負担となります。

事業所名	所在地	電話番号	入所床数
地域密着型小規模特別養護老人ホーム さわの風	マキノ町沢1791-1	27-8020	ユニット型29床
桜美林シューレ高島	新旭町北畑525-2	28-7666	ユニット型29床
地域密着型小規模特別養護老人ホーム やまゆりの里	朽木市場656	38-8030	ユニット型20床
あっとほーむ萩	勝野1-2	36-0122	ユニット型27床

介護老人保健施設(老人保健施設) 在宅復帰をめざしてリハビリをうけたい方

要介護で状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアが受けられます。

利用者負担のめやす

※1割負担の場合 1日につき

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	724円	805円	814円
要介護2	770円	855円	860円
要介護3	833円	921円	926円
要介護4	887円	975円	982円
要介護5	938円	1,027円	1,033円

※この他に各種の加算があります。

※居住費、食費が自己負担となります。

事業所名	所在地	電話番号	入所床数
介護老人保健施設 グリーンテラス	新旭町旭696	25-5090	㊤60床
介護老人保健施設 陽光の里	勝野1667-14	36-1220	100床

㊤は、ユニット型



利用者負担の軽減制度

▶負担限度額認定 ～食事・居住費の負担の軽減～

介護保険施設を利用した際の居住費(滞在費)や食費については、保険給付の対象外となります。しかし、低所得の方にとって居住費(滞在費)や食費が過重な負担とならないよう、利用者負担限度額を設けることにより、利用者負担額が軽減されます。次の対象要件に該当する方がこの軽減を受けるためには、市に申請していただき、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けていただく必要があります。

▶対象要件

所得要件	●市町村民税非課税世帯の方、別世帯の配偶者(事実婚含む)も市町村民税非課税の方
資産要件	●預貯金等が一定額以下 ※直近3か月分の入出金が記帳された預金通帳のコピーが必要です。(複数口座をお持ちの場合は全ての預金通帳のコピーが必要となります。また、配偶者がおられる場合は、配偶者の預金通帳のコピーも必要となります。)



負担限度額認定申請
はこちら



再交付申請はこちら

●軽減の対象となるサービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ●介護老人保健施設
 - 短期入所生活介護(介護老人福祉施設での短期入所)
 - 短期入所療養介護(介護老人保健施設または介護医療院での短期入所)
 - 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●介護医療院
- ※通所系のサービスの食費は負担軽減の対象になりません。

利用者 負担段階	所得等の要件	預貯金額等 の要件	1日あたりの居住費						1日あたりの食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室 (老健・ 医療院等)	従来型個室 (特養等)	多床室 (老健・医 療院等)	多床室 (特養等)	施設 入所者	ショート ステイ 利用者
第1段階	●生活保護受給者 ●境界層該当者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円	380円	0円	0円	300円	300円
第2段階	●前年中の【課税年金 収入額+非課税年金 収入額+その他の 合計所得金額】が 80万円以下の方 ●境界層該当者	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円	480円	430円	430円	390円	600円
第3段階 ①	●前年中の【課税年金 収入額+非課税年金 収入額+その他の 合計所得金額】が 80万円超 120万円以下の方 ●境界層該当者	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	650円	1,000円
第3段階 ②	●前年中の【課税年金 収入額+非課税年金 収入額+その他の 合計所得金額】が 120万円超の方 ●境界層該当者	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	1,360円	1,300円
第4段階 (非該当)	上記以外の方		2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円 (697円)	915円	1,445円	

※第4段階の金額は、それぞれ利用するにあたっての目安となる額であり、実際の費用は施設により異なる場合があります。

※境界層該当者…本来の居住費・食費等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い負担段階を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方です。

※非課税年金…遺族年金や障害年金

※令和7年8月より、室料を徴収する場合、()の金額に変更となります。

※令和7年8月より、第2段階・第3段階の基準額は80万円から80.9万円に変わります。

市町村民税課税層に対する食費・居住費の特例減額措置について

課税世帯のため、食費・居住費の負担軽減の対象外となった方で以下の要件を全て満たした方は申請いただくことにより、特例的に第3段階②の負担軽減を受けることができます。

※短期入所の利用については、この特例減額措置は適用されません。

- ①属する世帯の構成員の数が2以上(施設入所により世帯が分かれた場合も、同一世帯とみなす。
②～⑥についても同じ。)
- ②介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③全ての世帯員および配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額)の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下
※令和7年8月より、基準額は80万円から80.9万円に変わります。
- ④全ての世帯員および配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤全ての世帯員および配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥全ての世帯員および配偶者について、介護保険料を滞納していない

▶高額介護サービス費等

高額介護(介護予防)サービス費等は、介護サービスを利用して支払った自己負担額の、1か月の合計が下表の利用者負担上限額を超えた場合、その超えた分が、高額介護(介護予防)サービス費等として支給される制度です。

なお、対象となる方には、市役所介護保険課からお知らせしますので手続きをしてください。

※福祉用具購入費、住宅改修費、居住費(滞在費)、食費、日常生活費、利用限度額を超える自己負担分は対象となりません。

▶利用者負担上限額

対象となる方	負担の上限(月額)
課税所得690万円以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円(世帯)
課税所得145万円以上380万円未満の方	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、かつ前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給されている方等	15,000円(個人)

※利用者負担段階は、各月の初日における世帯の市町村民税課税状況によって判断します。

※令和7年8月より、80万円の基準額は80.9万円に変わります。

◎お問い合わせは介護保険課(☎25-8029)までお願いします。

▶ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減 ～生計が困難な方に～

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、低所得者で特に生計が困難である方の利用者負担を軽減します。軽減を受けるには介護保険課への申請が必要です。



申請書はこちら

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 〔社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度〕	
交付年月日	
確認番号	
受給者	
姓 名	
生年月日	
介護保険被保険者番号	
適用年月日	から
有効期限	まで
減額割合	
発行機関名 及び印	2 5 2 1 2 2 高 島 市

※再交付を必要とする方は29ページをご覧ください。

軽減対象者

次の(1)から(6)までの要件すべてを満たす方が対象となります。

- (1) 世帯全員が市町村民税非課税であること。
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (3) 預貯金等の総額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (4) 世帯が日常生活のために必要な資産(自宅やその土地等)以外に活用できる資産(収益を得るための住宅・土地・工場など)を保有していないこと。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。(市町村民税の所得控除で扶養親族になっている場合は軽減の対象となりません。)
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

※旧措置入所者で、利用者負担割合5%以下の方については、ユニット型個室の居住費を除き、軽減の対象となりません。

軽減対象となる介護サービス

軽減の実施について、申し出を行っている社会福祉法人等が提供する次のサービスが対象です。

● 介護老人福祉施設サービス	介護費、食費、居住費
● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
● (介護予防)小規模多機能型居宅介護	介護費、食費、宿泊費
● 看護小規模多機能型居宅介護	
● (介護予防)短期入所生活介護	介護費、食費、滞在費
● 通所介護、地域密着型通所介護	
● (介護予防)認知症対応型通所介護	介護費、食費
● 通所型サービス	
● 訪問介護、夜間対応型訪問介護	
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護費
● 訪問型サービス	

軽減割合

4分の1軽減

※生活保護受給者については、個室の居住費(滞在費)に係る自己負担限度額を軽減

◎お問い合わせは介護保険課(☎25-8029)までお願いします。

介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

利用できる方

- 基本チェックリストをもとに生活機能の低下があり事業対象者と判定された方
※事業対象者の有効期限は原則、半年間です。
※40歳～64歳の方(第2号被保険者)は、要支援認定が必要です。
- 要支援1・2の認定を受けた方

訪問型サービス

ホームヘルパー等が訪問し、生活援助(食事の準備や掃除等)、身体介護(入浴や排泄の介助等)を行います。

		訪問型サービス (従前相当)	訪問型サービスA	訪問型サービスB
サービス内容		身体介護中心のサービス ●入浴・排泄・食事の介助や見守り ●薬の受け取り ●掃除や整理整頓 ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や整理 など	家事援助中心のサービス ●掃除や整理整頓 ●ゴミの分別やゴミ出し ●生活必需品の買い物 ●食事の準備や調理 ●衣類の洗濯や整理	
提供時間		1回20分～60分程度	1回60分以内	
提供者		訪問介護事業所のヘルパー	訪問介護事業所のヘルパーや一定の研修を受けた従事者	シルバー人材センター・NPO法人で一定の研修を受けた従事者
対象にならないサービス		●本人以外の家族のための家事 ●来客の対応 ●大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など		
利用回数	事業対象者	利用できません	利用できません	○ 週1回まで
	要支援1	○ 週2回まで	○ 週2回まで	○ 週1回まで
	要支援2	○ 週3回まで	○ 週3回まで	○ 週1回まで
利用料のめやす		【要支援1・2】 標準的なサービス 293円/回 20～45分生活援助 183円/回 45分以上生活援助 225円/回 短時間の身体介護 167円/回 週2回を超える程度 月13回以上 3,806円/月 (1割負担の場合)※加算あり	206円/回 (1割負担の場合) ※加算あり	一律 200円/回 ※加算なし

10

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス提供事業者一覧

サービス提供事業所名	従前相当	サービス A	サービス B	住所	電話番号
ヘルパーステーションじゃがいもの家	○	○		マキノ町浦345	28-8068
社会福祉法人たかしま会訪問介護事業所	○			マキノ町西浜1415	28-8008
高島市社会福祉協議会きらり今津北	○	○		今津町桂830-1	22-8211
こころいちばんホームヘルプサービス	○	○		今津町住吉2-11-2	22-5561
わになろう	○			新旭町藁園2607	25-8276
ヘルパーステーション元気な仲間	○	○		新旭町針江291	25-8360
ヘルパーステーションひより	○	○		新旭町旭892-1	20-2185
たすけあい高島 あかり		○	○	新旭町旭1-8-5 (エスパ内)	33-7805
訪問介護事業所ハーブ	○			新旭町旭462	25-8155
ヘルパーステーション リーチたかしま	○			新旭町新庄1381-3	33-7780
在宅介護ファミールケア堅田センター	○			安曇川町西万木189-3	32-6810
高島市社会福祉協議会きらり高島	○	○		勝野680	36-8222
高島市シルバー人材センター			○	勝野215	36-8191



通所型サービス

通所介護施設(デイサービスセンター)などで、生活機能を維持向上させるための体操や筋力トレーニング、食事、入浴、レクリエーションなどを利用できるサービスです。

通所型サービス(従前相当)		通所型サービスA
サービス内容	●生活機能向上のための機能訓練 ●レクリエーション ●入浴 ●食事 など	●ミニデイサービス ●運動 ●レクリエーション ●食事 など
提供時間	平均3時間以上9時間未満の範囲でサービスを提供します。 (事業者ごとに異なります。)	2時間以上のサービスを提供します。 (事業者ごとに異なります。)
提供者	通所介護事業所	通所介護事業所や市が指定する事業所(看護師、機能訓練士、生活相談員を配置していない場合があります。)
利用回数	事業対象者	利用できません
	要支援1・2	要支援1は週1回・要支援2は週2回
利用料のめやす	【要支援1】週1回程度 月4回まで 443円/回 月5回以上 1,824円/月 【要支援2】週2回程度 月1～8回まで 454円/回 月9回以上 3,672円/月 (1割負担の場合)※加算あり	311円/回 (1割負担の場合) ※加算あり

通所型サービスC	
サービス内容	運動機能を向上するための短期集中的なトレーニングを行います。 週1回・約3か月間合計12回実施します。 ※この教室は、繰り返し通う教室ではありません。
1回あたりの利用料	1回 462円(1割負担の場合) 送迎加算あり
対象者	事業対象者、要支援1・2 (特に3～6か月の間で改善の見込みがある方)

※詳しくは、高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)またはあいりんつむぎ地域包括支援センター、高島・安曇川地域包括支援センターにお問い合わせください。

●通所型サービス提供事業者一覧

サービス提供事業所名	従前相当	サービス A	サービス C	住所	電話番号
高島市社会福祉協議会きらりマキノ	○	○	/	マキノ町新保1095	27-1778
デイケアマキノ	/	/	○	マキノ町新保1097	27-0099
デイサービスセンターじゃがいもの家	○	○	/	マキノ町浦345	28-8068
おうみの里マキノデイサービスセンター	○	/	/	マキノ町西浜748-2	20-2177
高島市社会福祉協議会きらり今津北	○	○	/	今津町桂830-1	22-8211
高島市社会福祉協議会きらり今津	○	○	/	今津町上弘部438-2	22-8179
いく歩デイサービス近江今津	○	/	/	今津町弘川1520-3	24-7070
通所介護事業所レインボー	○	○	/	新旭町藁園2603	25-8288
デイサービスより愛	○	○	/	新旭町針江291	25-5301
デイサービスひより	○	○	/	新旭町旭892-1	20-1810
朽木デイサービスセンター	○	○	/	朽木市場656	38-8040
リハビリステーション オアフ	○	/	/	朽木市場875-1	080-9165-7864
ふじの里デイサービスセンター	○	○	/	安曇川町下小川3220-1	32-4140
あずみの郷通所介護事業所	○	○	/	安曇川町田中3741-1	32-8391
リハビリデイサービスひまわり	○	○	/	安曇川町田中299	20-4252
デイサービスてのひらいっぱい	○	○	/	安曇川町西万木213	28-7718
高島市社会福祉協議会きらり高島	○	○	/	勝野680	36-8222
リハビリデイサービスほたる	○	○	/	鴨川平3-4-9	20-4052
機能訓練デイサービス ウォーク	○	○	/	勝野2245-9	36-8103

地域支援事業

高齢者の方が、元気で自分らしく過ごしていただくため、支援や介護が必要な状態になる前からの介護予防の推進と、尊厳の保持、自立した日常生活の支援をしています。

一般介護予防事業

「あしたの体操」の動画はこちら



65歳以上の方を対象に、運動機能や生活動作の向上を目的とした教室を行います。

事業名	内容
(オンライン) 体操教室	短期間に運動機能や生活動作の向上を目指したプログラムを実施します。
運動機能向上教室 (週1回の利用)	運動器の機能向上を目指します。 ●トレーニングマシン等を使用した運動 ●高島あしたの体操 など
生活機能向上教室 (週1回の利用)	生活動作の向上を目指します。 ●日常生活動作訓練 ●創作活動や脳トレーニング等の自主活動支援

※各教室の重複利用はできません。

利用については、高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)、あいりんつむぎ地域包括支援センターおよび高島・安曇川地域包括支援センターにお問い合わせください。

家族介護教室

高齢者を介護されている方や介護に関心をお持ちの方々を対象に、介護知識・技術の習得、情報提供、情報交換などをする教室です。

- 認知症の理解 ●介護方法 ●調理の工夫
- 薬の管理 ●介護者の健康管理

開催日・場所・内容など、詳しくは高齢者支援課にお問合せください。

専門家を交えての学習や介護者同士の情報交換で、日頃の不安や疑問を解消しましょう。



▶介護家族の会

市内では3つの「家族介護グループ」が活動しています。無理のない介護を続けるには、仲間と支え合うことが大きな力になります。

お問い合わせは、高齢者支援課までご連絡ください。

名称	活動日	活動場所
紅葉(もみじ)の会[今津]	月1回	喫茶「Café cozy」
みのり会[安曇川]	毎月第1水曜日	安曇川公民館
ケアメンカフェの仲間たち[新旭]	毎月第3水曜日	まちの縁側・新旭エスパ内

その他の在宅サービス

在宅介護用品助成事業

寝たきりや認知症等により介護用品を常時使用している市町村民税非課税世帯の要介護・要支援認定者に在宅介護用品助成券を交付し、在宅高齢者の衛生の向上や介護者の負担軽減を図ります。

▶対象者および交付額

- 要介護5、4の方……………月額5,000円
- 要介護3、2、1 要支援2、1の方……………月額3,000円

助成券は市と協定した協力店で使用できます。

▶助成の申請

申請される場合は、居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)、民生委員または保健師から寝たきりや認知症等により介護用品を常時使用していることの確認を受けてください。

なお、更新申請の場合は、介護用品使用の確認を省略することができます。

▶申請窓口

高齢者支援課または各支所

助成対象の介護用品

- ・紙おむつ
- ・尿とりパット
- ・清拭剤
- ・ドライシャンプー
- ・おしり拭き
- ・介護シート
- ・使い捨て手袋
- ・リハビリパンツ

福祉総合交通利用助成事業

交通利用助成券
申請書はこちら



市町村民税非課税世帯の高齢者に福祉総合交通利用助成券を交付し、通院や買い物などの外出を支援します。

▶対象者および交付額

- 介護保険の要介護・要支援に認定されている方
 - ひとり暮らしで75歳以上の方
 - 70歳以上の高齢者のみの世帯で75歳以上の方
- 月額1,000円

▶申請窓口

高齢者支援課または各支所

▶利用できる交通機関

●ケア輸送サービス事業所

- 湖西福祉タクシー (☎25-2118)
- はーと福祉タクシー(☎20-1159)
- ひなた福祉タクシー(☎32-1094)
- みずほ福祉タクシー(☎25-7277)
- 看護タクシー Tabiii
(☎080-3543-8910)
- オカダ介護タクシー
(☎090-8195-5286)

●バス会社(市内路線のみ)

- 江若交通
- 湖国バス
- 西日本JRバス
- 市営バス

●タクシー会社

- 大津第一交通 高島営業所

●福祉有償運送事業所

(会員として登録された方のみ)

- 元気な仲間
- 虹の会 わになろう
- 高島市社会福祉協議会
- ゆたか会 ほろん

高齢者住宅小規模改造助成事業

▶対象者 ※次のいずれにも該当する方

- ①高島市内に住所を有する満65歳以上の方
- ②身体の障がい等により日常生活を営むのに支障があり、住宅の改造が必要な方
- ③要介護認定を受けている方で、「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の準寝たきり(ランクA)および寝たきり(ランクB、ランクC)に該当する方
- ④滋賀県在宅重度障害者住宅改造費助成事業の助成を受けていない方
- ⑤本人ならびにその配偶者および扶養義務者の前年(1月から6月の間に助成の申請を行う場合にあっては、前々年)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の老齢福祉年金の所得制限限度額を超えない方

▶利用相談窓口

- 介護保険課、高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)、あいりんつむぎ地域包括支援センター、高島・安曇川地域包括支援センターまたは、居宅介護支援事業所(担当ケアマネジャー)にご相談ください。担当者が訪問し、住宅改造の相談支援をします。
- その後、ア～オの書類を提出してください。
 - ア 高齢者住宅小規模改造申請書
 - イ 改造経費の見積書(内訳が記載されたもの)
 - ウ 改造内容を示した平面図
 - エ 改造しようとする箇所の現況カラー写真(撮影日が入ったもの)
 - オ ア～エの他に市から提出を求められた書類

▶留意事項

- 住宅改修費の給付(介護保険・P26を参照)が受けられる場合は、介護保険が優先されます。
- 既に改修済みや改修開始後は、本事業の対象になりません。交付決定通知後に施工する必要があります。

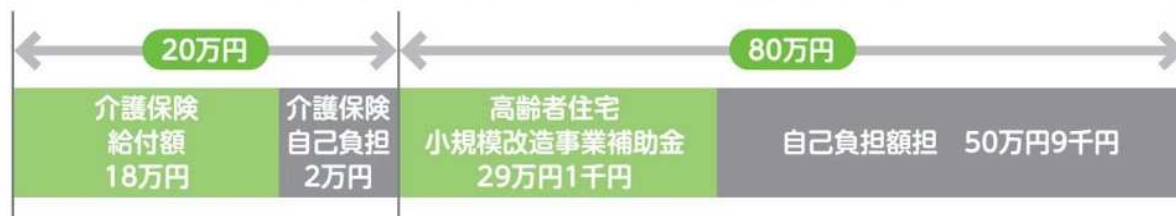
▶助成額

1世帯につき対象経費の12分の7以内で、上限額は29万1千円です。(千円未満切り捨て)

●助成の例

工事費が100万円で、居宅介護(介護予防)住宅改修費と高齢者住宅小規模改造事業を受ける場合

※工事内容を、介護保険給付制度と助成制度に区分けしての利用になります。



※介護保険自己負担額1割の場合

緊急通報システム設置(貸与)事業

ひとり暮らし高齢者等の急病や事故などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため緊急通報装置を貸与します。

▶対象者

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、突発的に生命に危険な症状が発生する疾患を持っておられる方のうち日常生活上特に、注意が必要な方

貸与を受ける場合には、3人の協力者が必要です。

▶利用相談窓口

高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)、あいりんつむぎ地域包括支援センターおよび高島・安曇川地域包括支援センター

▶利用者の負担

取付工事費や利用料の利用者負担はありません。



成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をする必要があっても、これらを自分で行うのは難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても適切な判断ができずに、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度利用支援事業について

▶ 内容

- 身寄りがいない方に代わっての申立て(市長申立て)
- 申立て費用および報酬の助成

▶ 相談窓口

- 高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)、あいりんつむぎ地域包括支援センターおよび高島・安曇川地域包括支援センター

意思決定支援について

▶ たかしまマイウェイノート

自分の大切にしていること..
これからのこと..
もしもの時のこと..
思いを書き留めるノート



ご本人が「望むように」過ごせるよう医療や介護、福祉関係者など..
皆で連携して切れ目なく支援します。
どんなことも相談してください。

▶ お問い合わせ・お渡し窓口

高島市役所高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)
高島市役所各支所(マキノ・今津・安曇川・高島・朽木)
あいりんつむぎ地域包括支援センター
高島・安曇川地域包括支援センター
高島市医師会 在宅療養支援センター(高島市民病院)

- 「チームたかしま」のホームページ
<http://www.t-takashima.net>
または、右記QRコードからもダウンロードできます



認知症の方へのサポート

認知症とは

加齢によるもの忘れではなく、何らかの原因で記憶・判断力などに障害が起こり、日常生活がうまく行えなくなる状態をいいます。

認知症サポーター養成講座

認知症になっても本人や家族が安心して暮らせるまちをめざして、地域や学校、企業で認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症についての正しい知識と具体的な対応方法を学び、認知症の方とその家族を温かく見守るサポーターとなっていただくための講座です。詳しくは高齢者支援課までお問い合わせください。

認知症相談ガイドブック(認知症ケアパス)

「認知症」について理解し認知症の方やその家族が住みなれた地域でいつまでも暮らせるための情報がまとめてあります。あなた自身やあなたの家族など、大切な方が認知症について気になったときにご活用ください。高齢者支援課(高島市地域包括支援センター)、あいりんつむぎ地域包括支援センター、高島・安曇川地域包括支援センターでお渡しできます。

認知症初期集中支援チーム

認知機能の低下によりどのような生活上の困難があるのか、ご本人の様子や家族の困っていることを家庭訪問により確認し、医療受診や介護サービスの導入など、最長6か月を目安に集中的な支援を行います。

認知症(疑い)の方の一人歩き事前登録

認知症などにより外出したまま家に戻れなくなるなど、いざというときに迅速に対応するため、一人歩き(徘徊)で行方不明になる可能性のある方を事前に登録する制度です。

普段の様子を聞かせていただき、日ごろの見守りにつなげるとともに、行方不明になられた時に、家族の了解のもと、早急に情報を発信できるようにするためのものです。

▶事前登録に必要な情報

- 氏名、住所、年齢、性別、本人の特徴(身長、体格、髪型、身体的な特徴など)
- 本人の写真
- 日常の過ごし方、よく行く場所
- 移動手段(徒歩、杖の有無、車(ナンバー、車名、色)) など

位置探索システム(GPS)利用助成

認知症(疑い)の方の一人歩き事前登録をした方が、一探索システム(GPS)を利用される場合の初期導入費用を助成しています(助成には一定の条件があります)。

医療機関

あなたのかかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう。

あなたやご家族のことをよく知っている医師・歯科医師・薬剤師に日頃からの様子を伝え、相談しましょう。

病院

※ご承諾をいただいた医療機関のみ掲載しています。

医療機関名	住所	電話番号
医療法人マキノ病院	マキノ町新保1097	27-0099
一般財団法人 近江愛隣園今津病院	今津町南新保87-1	22-2238
高島市民病院	勝野1667	36-0220

診療所

医療機関名	住所	電話番号
マキノ駅前診療所	マキノ町高木浜1-22-15	28-8088
医療法人中西眼科医 院マキノ診療所	マキノ町沢161-97	27-2470
医療法人 あいりんクリニック	今津町中沼1-5-6	22-1711
医療法人 前川クリニック	今津町桜町1-7-3	22-2881
医療法人 ながおか医院	今津町今津1487	22-2030
医療法人のぞみ会 藤井医院	今津町南新保514-1	22-5311
医療法人 景湖 ピュアクリニック	今津町浜分67-128	24-7000
たると整形外科	今津町今津452-5	22-0022
社会福祉法人 大阪自彊館 角川クリニック	今津町角川1161-4	24-8001
医療法人 近江今津駅前 メンタルクリニック	今津町名小路1-6-8 今津第1ビル1F	22-0026
高島市民病院 朽木診療所	朽木市場701	38-2071
東医院	安曇川町青柳915	32-1331

医療機関名	住所	電話番号
多胡クリニック	安曇川町南船木680-2	34-0345
小泉クリニック	安曇川町西万木1264-1	32-6101
澤村医院	安曇川町中央4-1-3	32-3525
医療法人土田医院	安曇川町末広3-22-1	32-3317
医療法人 氷室内科医院	安曇川町末広2-12	32-2112
医療法人林田医院	安曇川町中央2-2-1	32-1600
みやもと整形外科 クリニック	安曇川町中央3-2-22	28-7520
小篠医院	勝野1727-3	36-1511
医療法人 やまにしクリニック	勝野638	36-0015
医療法人 湖西クリニック	新旭町安井川1218-1	25-2539
澤村クリニック	新旭町旭1-7-1	25-5082
医療法人かおり会 本多医院	新旭町旭1069-2	25-4123
医療法人かおり会 藁園本多医院	新旭町太田888-1	25-6591
医療法人 片岡クリニック	新旭町新庄989-4	25-6373
医療法人社団 山内耳鼻いんこう科	新旭町熊野本1-1-15	25-7888
うえの内科・消化器 内視鏡クリニック	新旭町熊野本1丁目1-1	25-0714
まつもと整形外科	新旭町旭870-20	25-8201
医療法人社団 四葉会 まつだ内科歯科 クリニック	新旭町旭696	25-5050
やすはら眼科 クリニック	新旭町熊野本1-6-8	20-2011

歯科診療所

医療機関名	住所	電話番号
林歯科医院	マキノ町蛭口 1362	27-1533
桜井歯科医院	マキノ町高木浜 1-3-5	20-4345
藤本歯科医院	今津町今津1614	22-2369
堀井歯科医院	今津町住吉 2-12-8	22-3886
弘部歯科医院	今津町中沼1-3-9	22-3800
医療法人 前川歯科医院	今津町弘川253	22-5250
原田歯科医院	今津町桜町1-6-1	22-2016
たつなみ歯科医院	今津町南新保165	24-7057
安原歯科医院	安曇川町田中 45-2	32-0081
横木歯科医院	安曇川町西万木 793	32-0350
歯科山本医院	安曇川町西万木 641-13	32-0323
おおやま歯科 クリニック	安曇川町末広3-8	32-8088
なかの歯科	安曇川町末広 4-40-1	32-3377
あだち歯科 クリニック	安曇川町西万木 811	32-6480
かくたに歯科 クリニック	勝野1738	36-2028
金田歯科医院	鴨2908	36-2277
藤本歯科医院	新旭町新庄625-1	25-2232
医療法人社団 四葉会 まつだ内科歯科 クリニック	新旭町旭696	25-4444
野上歯科医院	新旭町旭2-2-4	25-7500
うえはら歯科	新旭町旭1-9-4	25-8241

調剤薬局

医療機関名	住所	電話番号
調剤薬局マリーン マキノ病院前店	マキノ町中庄 473-131	20-2525
共創未来 高島薬局	マキノ町中庄 473-91	27-8112
有限会社今井薬局 駅前店	今津町名小路 1-3-7	22-4193
ケーエーシー薬局	今津町南新保165	22-8848
株式会社戸井薬局 今津駅前店	今津町中沼2-1-2	22-5004
りんご薬局	今津町桜町1-7-9	22-0411
ふれあい薬局・今津	今津町今津 1504-4	24-7177
千寿堂薬局	安曇川町末広 3-23-2	32-8040
株式会社 ルックドイ薬局 安曇川店	安曇川町末広 3-18	32-2848
ユタカ薬局 安曇川	安曇川町西万木 429	32-6021
ドリーム薬局 安曇川店	安曇川町西万木 1264-3	32-8066
たんぼぼ薬局 高島店	勝野2240-1	36-8131
たんぼぼ薬局 新高島店	勝野2254-28	36-8211
ふれあい薬局・高島	勝野2246-4	36-8151
琵琶湖さざなみ薬局	勝野199-7	36-0099
株式会社戸井薬局	新旭町安井川 1252-1	25-2004
つくし薬局 新旭店	新旭町熊野本 1-1-16	25-8384
ひかり薬局	新旭町旭1067-2	25-5546
とうじゅ薬局	新旭町旭1-8-5	25-5117
たかひげ調剤薬局	新旭町旭711-1	25-0720
めぐみ薬局 新旭店	新旭町熊野本 1-6-11	33-7255
フタバ薬局 新旭店	新旭町旭1030-3	25-8270
ウエルシア 高島新旭店	新旭町旭610-1	25-0860



医療機関

ここは有料広告掲載ページです

病院

内科

まつだ内科・歯科クリニック

内科・循環器内科・リハビリテーション科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後 3:30~5:00	●	●	●	休	●	▲

▲土曜午後は2時~5時までの診療です。祝日は診療しております。
【休診】木曜・日曜（マッサージは月・水・金曜日の午後2:00~5:00です）

高島市新旭町旭696番地

TEL.0740-25-5050

一般財団法人 近江愛隣園

今津病院

回復期リハビリテーション病棟40床 人工透析30床

内科・整形外科・リハビリテーション科
リウマチ科・泌尿器科・皮膚科
放射線科・脳神経内科

滋賀県高島市今津町南新保87番地1

電話予約も承ります TEL:0740-22-2238

今津病院 検索

小児科・内科 あいりんクリニック

今津町中沼1-5-6 (高島警察署前)

☎ (0740) 22-1711

	月	火	水	木	金	土・日
9:00~12:00 診療	●	●	●	●	●	休
14:30~16:00 予防接種	●	●	●	●	●	休
16:00~19:00 診療	●	●	●	●	●	休

診療科目 小児科・内科 / 訪問診療 各種予防接種 予防接種は前日までに予約ください。

循環器内科

うえの内科 消化器内視鏡クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土・日
胃カメラ 8:15~9:00	●	●	●	●	●	▲
午前診療 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
大腸カメラ 13:00~15:00	●	●	●	●	●	●
午後診療 16:00~19:00	●	●	●	●	●	●

※日曜は第2・第4日曜に内視鏡検査のみ（祝日等により変更あり）

▲胃カメラ 9:00~12:00

高島市新旭町熊野本1丁目1-1

☎ 0740-25-0714

医療法人 ながおか医院

内科・循環器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	●	●	—
16:00~19:00	●	※	●	—	●	—

休診：木曜午後、土曜、日曜、祝日

※火曜午後予約制（14:00~17:00）検診・健康診断、予防接種
ペースメーカー管理

高島市今津町今津1487番地

☎ 0740-22-2030

内科・消化器内科・糖尿病内科 小泉クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
PM 16:00~19:00	○	／	○	／	○	／

※日曜日と祝日は休診です

特定健診

各種予防接種

訪問診療ご相談ください

高島市安曇川町西万木1264-1

TEL.0740-32-6101

精神科心療内科

内科・小児科 多胡クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土・日
午前 8:30~12:00	●	●	●	●	●	×
午後 15:00~18:00	●	●	●	×	×	×

休診日：日、祝

☎ 0740-34-0345

高島市安曇川町南船木680-2

医療法人 近江今津駅前メンタルクリニック

予約制

診療時間	月	火	水	木	金	土・日
午前診 9:30~12:00	●	●	●	／	／	／
午後診 15:00~18:00	●	●	／	／	▲	／

休診日：木曜日、金曜日午前、土曜日午後、日曜日

▲金曜日は19:00まで

高島市今津町名小路1丁目6-8 今津第一ビル1F

TEL 0740-22-0026



ここは有料広告掲載ページです

整形外科



耳鼻咽喉科



薬局



安曇川駅 徒歩3分 キッズルームあり

みやもと整形外科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前09:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後16:00~19:00	●	●	／	●	●	／

休診:水曜午後・土曜午後・日祝

TEL.0740-28-7520

高島市安曇川町中央三丁目2番地22

<http://www.medic-grp.co.jp/doctor/miyamoto/>

めまい・難聴

耳鼻咽喉科・内科・小児科

土田医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後4:00~7:00	●	●	／	●	／	／

休診日:日曜日、祝日、木曜日・土曜日午後

TEL:0740-32-3317

滋賀県高島市安曇川町末広3丁目22-1

<https://tsuchida-cl.com/>



株式会社 ルック・ドイ薬局

安曇川店 安曇川町末広 3-18 ☎0740-32-2848
FAX 0740-32-4445

ワニ支店 大津市和邇中浜444-1 ☎077-594-5566
FAX 077-594-5567

株式会社 戸井薬局

新旭店 新旭町安井川1252-1 ☎0740-25-2004
FAX 0740-25-5467

今津駅前店 今津町中沼 2-1-2 ☎0740-22-5004
FAX 0740-22-5025

眼科



耳鼻咽喉科・アレルギー科

医療法人社団

山内耳鼻いんこう科

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~12:00	●	●	●	／	●	●
PM 3:45~7:00	●	●	／	●	3:00 5:00	／

休診日:木曜・日曜・祝日

☎0740-25-7888

高島市新旭町熊野本1-1-15

日帰り硝子体手術・白内障手術・コンタクトレンズ取扱い

やすはら眼科クリニック

YASUHARA EYE CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	○	○	○	／	○	○
午後 16:00~18:00	○	手術	○	／	○	／

休診日 土曜午後・木曜・日曜

新旭駅から西へ徒歩6分

TEL:0740-20-2011

〒520-1532 滋賀県高島市新旭町熊野本1-6-8

<http://www.y-eyeclinic.com/>



医療機関

15



まつだ内科・歯科クリニック

MATSUDA INTERNAL MEDICINE & DENTAL CLINIC

内科・循環器内科・リハビリテーション科

内科院長・医学博士 松田 俊哉



診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00～12:00	●	●	●	休	●	●
午後 3:30～ 5:00	●	●	●	休	●	▲

▲土曜午後は2時～5時までの診療です。

祝日は診療しております。

【休診】木曜・日曜（マッサージは月・水・金曜日の午後2:00～5:00です）

高島市新旭町旭696番地

TEL.0740-25-5050

医療法人社団 四葉会

詳しくはHPを
ご覧ください。



介護老人保健施設 グリーンテラス



入所のご相談、見学などお気軽にご相談下さい。

高島市新旭町旭696番地

TEL.0740-25-5090